

学区外就学申請の同意書（留守家庭要件）

内容を確認してチェック☑をしてください。

☐ 裏面の学区外申請の許可事由の設置目的を理解し、子どもの安全を守るため学区外就学を申請します。

＜申請理由 いずれかにチェック＞

- ☐ 就労証明の勤務終了時刻+通勤時間が指定校の放課後児童クラブのお迎え時間に間に合わないため。
- ☐ 就労証明上は、放課後児童クラブの迎えに間に合うが、下校後の過ごし方として放課後児童クラブではなく預け先で週5日過ごすことが最善であると家庭で判断したため。
- ☐ 裏面の条件を全て満たしていることを確認しました。
- ☐ 届出の内容（預け先の情報を含む）について、就学校へ情報提供をし、市教育委員会または就学校が事実確認を行うことに同意します。
- ☐ 届出の内容に変更があった場合には、速やかに学校及び学校教育課に報告します。
- ☐ 届出の内容に変更があり、要件に該当しなくなった場合は、速やかに居住地の指定校に転校します。
(保護者の就労状況が変わった場合は再審査となります。)
- ☐ 届出の内容に虚偽の事実があった場合は、発覚の時点で指定校へ転校します。
- ☐ 小学6年生まで、留守家庭要件で指定校以外に学区外就学した場合でも、中学校は指定校へ進学します。(引続き他の事由で学区外就学を続けることは不可。)
- ☐ 却下となる場合もあります。却下となった場合は指定校へ就学します。

預け先校区の学校への通学方法	行き		帰り	
----------------	----	--	----	--

預かり者が指定校へ迎えに行けない理由（ ）

以上のとおり、同意しました。

年 月 日

署名（保護者の自署）

児童氏名

※許可書と共にコピーを自宅で保管してください。

学校教育課使用欄

許可番号		説明者
保護者通知	年 月 日	

留守家庭を事由とする学区外就学の許可について

1 学区外就学事由設置の目的と運用

下校後の児童の安全を確保する目的で設置された事由です。両親の就労により、児童のみが自宅に留守番をする時間が長いと危険が伴います。基本的には、就学校を変える以外の方法で安全を確保できるのであればそちらを優先しますが、預け先の学区の学校から預け先へ下校しなければ安全を確保できないと認められる場合にはこの事由の学区外就学を許可します。

2 許可条件

- (1) 小学生であること。
- (2) 放課後、留守家庭であること。(両親及び同居の65歳未満の祖父母が下校後の時間まで就労していることが就労証明で確認できること。)
- (3) 親戚・縁者等の預け先の校区の学校に通うこと。
- (4) -1 指定校の放課後児童クラブを利用しても、クラブの迎えの時間に保護者が迎えにいけないことが、就労証明書から判断して明らかであること。

または

- (4) -2 放課後児童クラブを利用するよりも、預け先で過ごすことが最善であると家庭で判断した場合。
- (5) 指定校から預け先に安全に送迎する手段がないこと。

※入学後に保護者や預け先の事情が変わり要件を満たさなくなると、転校の可能性があります、児童の生活に大きな影響を及ぼすため、慎重に許可を判断します。